

## 会員となることのできる団体等の要件

当別町町民活動支援システムポータルサイト会員利用規約第3条第1項に定める団体等の要件は下記のとおりとする。

1. 当別町内で活動する次の各号に該当する団体等で、利用規約の内容に同意できる団体
  - (1) NPO 法人
  - (2) ボランティア団体
  - (3) 活動を目的に組織された任意団体
  - (4) 町内会
  - (5) 公的機関
  - (6) その他協議会が認める団体
  
2. 当別町内で生産活動を行い、次のシステムのいずれか一つでも利用する農家等で、利用規約の内容に同意できる団体
  - (1) ふれあい倉庫直売コーナーに設置する産地直売販売管理システムを利用してポータルサイト内に情報を登録する方
  - (2) 売上情報の配信を受ける方
  - (3) ポータルサイト内からインターネット販売を行う方
  
3. その他
  - (1) 町内で主要な活動していれば、町内に事務局がなくても登録できるものとする。
  - (2) 提出された登録申請書を協議会で審査し、登録承認の可否を決定する。

次の団体は登録できないものとする。

1. 宗教の教義を広め、儀式、行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動を行う団体
2. 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動を行う団体
3. 特定の公職の候補者(当該候補者になろうとする者を含む)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動を行う団体
4. 暴力団又は暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体
5. その他公益を害する行為をするおそれのある団体